別紙

アスベスト使用状況の確認及び資料管理に係る留意事項

平成26年４月に釧路管内、同年７月には十勝管内の学校で、改修工事中にアスベストの使用がないとされていた箇所から新たにアスベストが発見されるという事例が発生しました。

このような事例の発生を防止するために、次の事項に留意し、アスベスト対策の適切な実施に努めてください。

１　吹付けアスベスト等の使用状況の確認について

（１）技術職員により、図面による確認及び現地調査での目視による確認の両方を必ず実施する。

ア　竣工書類があり、商品名などによりアスベストの使用が明らかな場合は、図面で使用箇所を特定した上で、現地調査で目視により確認する。

イ　竣工書類があり、吹付け材の使用の記載があるが、商品名などが確認できなくアスベストの使用がわからない場合は、図面で吹付け箇所を特定した上で、現地調査で目視により念入りに確認する。

ウ　図面が紛失するなどしてない場合は、建築工法上アスベスト使用の可能性がある箇所について、現地調査で目視により特に念入りに確認する。

（２）図面では「塗装仕上げ」と記載されていたが、現場変更で「吹付け材仕上げ」になっていた事例もあることから、現地調査での目視による確認は、先入観を持つことなく確実に実施する。

（３）過去に実施した確認の記録が保存され、その内容から適正に調査されていると認められる場合は、これまでの確認結果を前提として調査を実施して差し支えないが、過去の確認の記録保存やその内容が不十分な場合は、改めて再度、全体についてアスベスト等の使用状況の確認を実施する。

２　資料の管理について

学校施設における吹付けアスベスト等の対策状況に係るフォローアップ調査の際はもとより、今般の石綿障害予防規則等の改正に伴い、学校施設の解体、改修等の際にも、アスベスト情報が必要となるため、図面、調査結果などの関連資料は適切に管理しておく。